

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年四月二十五日奈良県指令建第一〇二―二二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月一日建第九四四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市下三橋町五四二番五五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地  
株式会社ハウズドゥ 代表取締役 安藤正弘

一 許可番号

令和元年五月二十九日奈良県指令建第一〇二―二二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月一日建第九四四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市高七四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地一  
山本工務店 代表者 山本勝康